



カタログポケット QRコード



このアイコンを 探してね

## 台風15号により被害に遭われた皆さまへ

先の台風15号により、被害に遭われた皆さまに対して、心よりお見舞いを申し上げます。また、道路の寸断、停電、断水等により、市民の皆さまにご不便、ご迷惑をおかけしましたことに対し、お詫び申し上げます。

しかし、このような中においても落ち着いて、冷静に対処していただきました市民の皆さま、自らも被災しているにも関わらず、安否確認や被災者等に対する物資の配布、行政と地域を繋ぐ役割を担った区長をはじめとした区役員や消防団の皆さま、各種団体の皆さまにさまざまなご協力をいただきましたこと、心から感謝申し上げる次第でございます。

既に災害発生初期の緊急的な対応から、被害の詳細調査とその支援策に移行しているところでございます。今後も千葉県等と連携しつつ、被災者に対する速やかな支援に努力してまいりたいと考えておりますので、市民の皆さまのご理解をいただきますようお願いいたします。

八街市長 北村 新司

## 台風15号による被災者支援制度をお知らせします

市などで台風15号により被害に遭われた方々に対して、次のような支援措置や制度などがありますので、お知らせします。また、本表以外の支援制度などについては、その都度お知らせします。各種制度の詳細については、各担当課などにお問い合わせください。

| 制度の名称                            | 適用条件  | り災証明要件                           | 問い合わせ先                  |
|----------------------------------|---|----------------------------------|-------------------------|
| り災証明書の発行                         | 住宅等の被害が発生した場合   | —                                |                         |
| 市税の申告、申請、請求および納付等に関する期限の延長       | 災害その他やむを得ない理由により申告等の期限までにこれらの行為をすることができないと認められる場合   | 必要                               | 課税課<br>☎443-1116        |
| 固定資産税の減免                         | 災害または天候の不順により、著しく固定資産の価値が減少した場合   | 住家は半壊以上                          |                         |
| 市税等の徴収猶予(市税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税) | 災害等により財産に被害を受け、一時に市税の納付が困難な状況と認められる場合   | 必要                               | 納税課<br>☎443-1115        |
| 国民健康保険税の減免                       | ・住宅または家財に損害を受けた方で、居住に係る住宅または家財の損害金額がその住宅または家財の価格の3/10以上の場合<br>・農作物に被害を受けた方で、農作物の減収による損失額が、平年における当該農作物による収入額の3/10以上の場合 | 全壊・大規模半壊・半壊(半壊の場合は損害割合による)       |                         |
| 国民健康保険一部負担金の減免・徴収猶予              | ・震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、若しくは障がい者となり、または資産に重大な損害を受けたとき<br>・事業若しくは業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき                        | 全壊・半壊(半壊の場合は損害割合による)             | 国保年金課<br>☎443-1139      |
| 国民年金保険料の免除                       | 災害で、住宅、家財その他の財産につき被害金額(保険金等の補充金額を除く)が、その価格のおおむね1/2以上の損害を受けた場合   | 全壊(別途被害状況届が必要)                   |                         |
| 後期高齢者医療保険料の減免・徴収猶予               | ・火災、風水害、震災などにより被保険者等の所有する住宅、家財またはその他の財産について甚大な損害を受けた場合<br>・災害による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により収入が大きく減少した場合                   | 全壊・大規模半壊・半壊                      |                         |
| 介護保険料の減免・徴収猶予                    | 第1号被保険者またはその属する世帯の生計を主として維持する者が、住宅、家財またはその他の財産に著しい災害を受けた場合  | 全壊・半壊                            | 高齢者福祉課<br>☎443-1491     |
| 特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当の特例      | 災害により住宅、家財等が、その価格のおおむね1/2以上の損害を受けた場合(災害を受けた年の所得が限度額以上の場合、既に支給された手当を返還していただきます)<br>災害その他やむを得ない理由により認定請求ができない場合         | 必要<br>不要                         | 障がい福祉課<br>☎443-1649     |
| 保育料の減免                           | 災害により著しく固定資産(住宅等)の価値が減少した場合   | 不要                               |                         |
| 児童手当の特例                          | 災害により著しく固定資産(住宅等)の価値が減少した場合   | 不要                               |                         |
| 児童扶養手当の特例                        | 災害により住宅、家財等が、その価格のおおむね1/2以上の被害を受けた場合(災害を受けた年の所得が限度額以上の場合、既に支給された手当を返還していただきます)<br>災害その他やむを得ない理由により認定請求ができない場合         | 必要<br>不要                         | 子育て支援課<br>☎443-1693     |
| 災害援護資金の貸付                        | いずれかの被害を受けた場合<br>1. 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1カ月以上<br>2. 家財の1/3以上の損害<br>3. 住居の半壊または全壊・流出                             | 必要<br>(人的被害は不要)                  | 社会福祉課<br>☎443-1622      |
| 千葉県農業(漁業)災害対策融資制度                | 農業・漁場用施設(簡易な施設を除く)が破損した場合   | 農政課で取りまとめ作成                      | 農政課<br>☎443-1402        |
| 被災中小企業・小規模事業者支援(セーフティネット資金4号)    | 災害救助法の適用市町村で1年以上継続して事業を行っており、台風15号の影響を受けた後、1カ月間の売上が前年同月比2割以上減少し、その後2カ月も同様な見込みの場合                                      | 不要                               | 商工観光課<br>☎443-1405      |
| 公営住宅の入居案内                        | 現に住宅に困窮していることが明らかなる方<br>【市営住宅】被災(損壊)による新規受入れはありません。<br>【県営住宅】千葉県住宅課(☎223-3222)・千葉県住宅供給公社(☎222-9200)にお問い合わせください。       | 【県営住宅】必要(詳しくは、千葉県住宅課へお問い合わせください) | 都市計画課<br>☎443-1430      |
| 下水道事業受益者負担金の徴収猶予                 | 災害、盗難、その他の事故が生じたことにより負担金を納付することが困難であると認められる受益者の方  | 必要                               | 下水道課<br>☎443-1440       |
| 下水道使用料の減免                        | 天災その他の被害を受け、支払いが困難であると認められる場合   | 全壊・半壊                            |                         |
| 水道料金等の減免・納入猶予                    | 天災その他の被害を受け、支払いが困難であると認められた場合   | 不要                               | 水道課<br>☎443-0677        |
| 生活福祉資金制度による貸付                    | 【緊急小口資金】低所得世帯に対しての生活費等を必要とする場合<br>【災害援護費】災害援護資金の対象にならない小規模の場合   | 必要                               | 八街市社会福祉協議会<br>☎443-0748 |



# 第1回小出義雄杯八街落花生マラソン大会の交通規制にご協力を

## 10月27日(日)

### 午前9時20分～11時30分

全てのランナー通過後、順次開放します



小出義雄杯八街落花生マラソン大会が開催される10月27日(日)の午前9時20分～11時30分までの時間は、コースとなる道路を交通規制します。警察官や大会役員の指示に従うなど、ご協力をお願いします。

大会当日の午前中は、市役所正面から市役所駐車場には入れません。総合保健福祉センター側(八街東小学校側)からお入りください。

大会開催中は、市役所周辺の混雑が予想されますので、市役所にご用のある方は、午後から来庁されますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 路線バスの停留所を変更します

本大会の交通規制を迂回するため、路線バスの停留所が変更になります。変更する停留所には、事前に千葉交通が告知文を掲示します。

**変更時間** 午前9時～11時30分

**対象路線** 住野線「八街市役所停留所」  
 詳しくは、千葉交通(株)成田営業所にお問い合わせください。

☎0476-22-0783

☎小出義雄杯八街落花生マラソン大会  
 実行委員会事務局(スポーツ振興課)  
 ☎443-1465



記号の見方  
 日時  
 会場  
 内容  
 対象  
 定員  
 定員  
 費用  
 費用  
 申し込み  
 申し込み  
 締め切り  
 締め切り  
 持ち物  
 持ち物  
 問い合わせ  
 問い合わせ

FAX 444-0815

## 八街大祭は中止となりました

毎年行われている八街市伝統文化の八街大祭は、台風15号の影響により、今年も中止となりました。楽しみにされていた方につきましては、お詫びするとともに、ご理解とご協力をお願いします。詳しくは、各区長へお問い合わせください。

☎八街大祭  
 実行委員会会長  
 (一区区長)  
 清水 篤  
 ☎443-0374

## 国民年金保険料に関するお知らせ

**納付書での支払いなら ペイジーが便利です!**  
 ペイジーは、自宅や外出先から夜間や休日でも納付ができて便利です。

カ月前からできます。母子健康手帳・身分証などをお持ちのうえ、お早めの手続きをお願いします。届出用紙は、日本年金機構ホームページからダウンロードするか、国民年金課または年金事務所窓口にあります。

セミナー終了後、参加者を対象に就職や生活に関する悩みへの出張相談(先着4人)を行います。就職活動実績と受給が、生活相談(公的貸付金制度、公営住宅関連など)は就職活動実績にはなりません。

国民年金保険料納付書の左側に記載されている「収納機関番号」、「納付番号」、「確認番号」をペイジー対応のATM、インターネットバンキング、またはモバイルバンキングの画面に入力するだけで納付できます。

※コンビニエンスストア内に設置されている複数の銀行に対応しているATMでは利用できません。

**出産前後の国民年金保険料が免除になります**  
 平成31年4月から出産前後期間の国民年金保険料が免除される制度が始まりました。平成31年2月1日以降に出産をした方が対象となり、出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間の国民年金保険料が免除になります。

**年金相談・お手続きの際は、ぜひご予約を!**  
 全国にある日本年金機構の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、「事前予約」を行っています。お待たせする時間が少ない予約相談をご利用ください。

予約相談希望日の1カ月前から前日まで受け付けており、番号のわかる年金手帳や年金証書などをご用意ください。

予約方法は、全国共通の予約専用受付電話(☎0570-054890)または相談希望の年金事務所、電話でお申し込みください。

☎幕張年金事務所  
 ☎212-8621

**河川清掃の参加者を募集**  
 印旛沼の水質保全のため、鹿島川上流の清掃活動を実施します。

時 11月6日(水) 午後2時～  
 (雨天中止)

集合場所 荒地集会場  
 (大谷流970番地付近)

☎環境課  
 ☎443-1406

## 役立つ! 中高年向け 再就職支援セミナーを開催

「就職活動をどう進めたいか分からない」「自己PRの方法を知りたい」など就職スキルをテーマに、千葉県ジョブサポートセンターの講師によるセミナーを開催します。

会場 成田市役所  
 対 概ね40～65歳で求職中の方  
 定 30人(先着順)  
 場 商工観光課  
 申 商工観光課に電話で申し込み。  
 商 443-1405  
 工 443-1405  
 課 443-1405

再就職支援セミナーを開催  
 11月25日(月)  
 午前10時～正午



# みんなの広場

## 伝言板

### 会員募集

八街を考える市民の会

毎月第3日曜日  
午後1時～4時

中央公民館

内市政への勉強や提言、ボランティア

対成人男女

費用 200円

回数見 義昌

☎444・6956

ヨガ同好会

毎週金曜日

午後6時45分～8時15分

中央公民館

費用 1000円

月 3000円

☎080・5459・7917

## お知らせ

図書館よりお知らせ

大人のためのおはなし会

子ども向けに行っているおはなし会を、年に1回だけ大人のために開催します。

時 11月13日(水)

午前10時～11時30分

図書館

対一般

定30人(申込順)

語り手 おはなし会ボランティア・職員

費用 無料

申込 図書館カウンターまたは電話、移動図書館ひばり号で申し込み。

閉架書庫を開放します

（午前9時～午後5時）

普段は入れない書庫の本を選ぶことができます。新たな出会いと発見を求めて書庫を覗いてみませんか？

時 11月3日(日)

午前10時～午後4時

場 図書館1階書庫

（主に日本文学を所蔵）

申込日、図書館カウンターで申し込み。

場 図書館

敬老会

9月8日(日)に川上地区の敬老会を川上小学校で開催し、9月15日以降予定していた朝陽、交進、実住、実住中央、二州、笹引、八街東、八街北地区については、台風15号の影響により中止しました。

高齢者福祉課

☎443・1207

法人化40周年記念 第1回

八街市ふくしチャリティ パークゴルフ大会

心身の健康と参加者相互の親睦を深めるとともに、地域福祉を推進するため開催します。

場 佐倉ふるさと広場向かい側

内 釣りなどの体験コーナー・工事用重機などの乗車体験・地元農産物や飲食物の販売・キッズダンスなどのステージパフォーマンス・Eボート(10人乗りゴムボート)による印旛沼クルーズ・流域市町キャラクター撮影会

※雨天の場合は12月13日(金)

場 佐倉グリーンパーク

対 市内在住の方

定 100人

費用 1000円

申込 費用を添えて八街市社会福祉協議会に申し込み。

時 11月15日(金)

場 八街市社会福祉協議会

☎443・0748

自動車税の滞納処分を強化

千葉県では、自動車税の未納額を縮減するため、10月～令和2年5月を滞納整理強化期間とし、給与・預金・自動車などの差し押さえを一層強化します。自動車税が未納の場合は、至急納付してください。

千葉県県税事務所

☎483・1150

時 12月9日(月)

受付 午前8時30分～

※雨天の場合は12月13日(金)

場 佐倉グリーンパーク

対 市内在住の方

定 100人

費用 1000円

申込 費用を添えて八街市社会福祉協議会に申し込み。

時 11月15日(金)

場 八街市社会福祉協議会

☎443・0748

不法投棄は犯罪・野外焼却行為は禁止です

事業活動に伴い排出されるがれきなどの産業廃棄物もちろんのこと、日常生活から排出されるごみなどの一般廃棄物であってもみだりに捨てることは廃棄物処理法により禁止されています。

不審な現場を見かけたら通報を！

地主の皆さんは不法投棄されないよう土地の適正な管理を！

産業廃棄物処理業者に処理委託をするときは確認を！

不審車両の出入りを見かけたら地域振興事務所(☎483・1138)または産廃・残土県民ダイヤル(☎223・3801)24時間対応)に通報してください。

野外焼却行為は禁止

廃棄物の野外焼却行為(いわゆる野焼き)は廃棄物処理法により禁止されています。

廃棄物を焼却する場合は、法令に定められた構造基準を満たした焼却施設で、処理基準に従って行う必要があります。

一般家庭の簡易なごみ焼却炉は使用禁止されています。

場 印旛地域振興事務所

☎483・1138

第31回千葉盲祭

時 10月26日(土)

午前9時10分～午後3時

場 千葉県立千葉盲学校

内 幼児・児童・生徒のステージ発表と作品展示、作業班によるポップコーンや野菜、さをり織りの製品などの販売、理科によるマッサイジ体験、県立四街道高校吹奏楽部の演奏など

場 千葉県立千葉盲学校

教頭 福地・高尾

☎422・0231

FAX 424・4592

富里特別支援学校

文化祭「とみよう祭」

小学部のステージ発表、中学部・高等部の作業製品販売、地域施設の販売があります。

児童・生徒の日頃の学習成果をぜひ見に来てください。

当日は上履きをお持ちください。

時 11月9日(土)

午前9時30分～午後1時45分

販売・舞台発表

場 千葉県立富里特別支援学校

第22回水辺の風景画 コンクール作品展  
小・中学生が水に興味・関心をもってほしい、という願いを込めて募集した「水辺の風景画」を展示します。  
時 10月24日(木)～27日(日)  
午前10時～午後6時  
※入館は午後5時30分まで、27日(日)は午後3時で終了。  
場 佐倉市立美術館  
入場料 無料  
場 (公財) 印旛沼環境基金  
☎485・0397

いのちの輝き展  
白血病などの病と闘う中で「生きたい」という強い意志を込めた絵画や書などを展示します。また、骨髄移植により元気になった患者とドナー(骨髄提供者)が交換した手紙などを通して、命の大切さを感じてもらえたら幸いです。  
時 10月27日(日)～11月3日(日)  
※10月28日(月)・31日(木)は休館。  
場 八街市立図書館  
千葉県骨髄バンク推進連絡会事務局  
☎497・5083

不用品情報  
FAX付き電話機 (シャープUX・D19CL) 親機の液晶画面不具合あり ※品物の確認などは、当事者間で調整してください。  
場 商工観光課  
☎443・1405

記号の見方 時日時 場会場 内内容 対対象 定定員 費用費用 用申し込み 締め切り 持ち物 問い合わせ

FAX 444・0815



### 安全・安心な市民生活を応援 八街市消費生活センター

迷ったときは、一人で悩まず、お気軽にご相談を



#### 消費税率引き上げに 便乗した詐欺に注意

##### ★相談事例

銀行の業界団体を名乗る男から、「消費税増税の関係で、高齢者に社会保険料の一部が戻ることとなった。通帳とキャッシュカードの番号を教えたい。お宅は4万円戻る」と電話があった。

##### ＜相談員のアドバイス＞

社会的話題になっている出来事を悪用し、言葉巧みに近づくと詐欺手口が見られます。消費税率の引き上げに便乗した手口の発生が予想され、注意が必要です。

金融機関や行政などが、消費税増税を理由に個人宅へ電話をかけることはありません。「お金が戻ってくる」などと言われても信用してはいけません。

着信番号通知や録音機を活用し、知っている人以外の電話に出ないということもトラブルを避ける一つの方法です。

#### 最新スマホが100円？ 実は有料サービスの 申し込みだった

##### ★相談事例

パソコンを使っていたら、ポップアップで「簡単なアンケートに答えると最新のスマ

ートフォンが11万円のところ100円で購入できる」と表示されたので、アンケートに答え、住所、名前、メールアドレス、クレジットカード番号を入力した。すぐにメールが2通届いたが、何らかのサイトに登録されたというよう

##### ＜相談員のアドバイス＞

パソコンやスマートフォンに、100円や1ドルといった安価で最新スマートフォンなどが購入できると表示がされ、クレジットカード情報を入力したところ、実際には別の有料サービスの申し込みになつていたという相談が寄せられていました。

操作手順中によく見ると「キャンペーンに参加する権利」「有料サービスの契約」などと記載されています。個人情報を入力する前に内容をよく確認しましょう。

安易に個人情報、特にクレジットカードの情報を入力してはいけません。意図しない契約をした場合は、すぐにカード会社に連絡しましょう。

#### 災害に便乗した 悪質商法に注意

##### ★相談事例

台風で自宅の屋根瓦が飛ば

され雨漏りが発生した。「火災保険を利用すれば自己負担なしで屋根などの修理ができる」と、業者が訪ねてきた。保険申請も代行してくれるというので契約したが、後日、不快感を覚え解約を申し出たところ、高額な解約料を請求された。

##### ＜相談員のアドバイス＞

まずは保険を契約している損害保険会社や損害保険代理店に、直接相談しましょう。

災害で住宅の修理などが必要な場合でも、慌てずに複数の業者から見積りを取ったり、周囲に相談したうえで、慎重に契約しましょう。

※「相談員のアドバイス」は、相談事例のほかに、類似した相談のアドバイスも掲載しています。

#### 八街市消費生活センター

開設日

毎週月曜～金曜日

(祝日・年末年始を除く)

午前9時～正午

午後1時～4時

相談専用電話(相談無料)

☎443-9299

(公社)全国消費生活相談員協会

土曜・日曜日の相談

☎03-5614-0189

商工観光課

☎443-1405

## まちのわだい

### 陸上自衛隊にご協力いただきました

台風15号の被害に係る復旧活動において陸上自衛隊のみなさんに、給水支援・入浴支援・倒木伐採・屋根修復支援などの災害支援活動にご協力いただきました。

また、9月25日(水)に、陸上自衛隊による入浴施設の撤収式が行われ、お世話になった市民の方々が自衛隊の皆さんに感謝の気持ちを伝えました。



### 防災行政無線が聞こえにくいときに ご利用ください

#### フリーダイヤルサービス

防災行政無線で放送した内容が聞けます。

☎0120-609-119

#### やちまたメール配信サービス

防災・気象情報、防犯情報、各種講座・イベント情報などを電子メールで配信します。

登録する方法は、QRコードを読み取ってください。



### 八街市議会議長・副議長が選出されました



鈴木 広美 議長



林 政男 副議長

9月20日(金)、八街市議会臨時会が開催され、議長に鈴木 広美議員が、副議長に林 政男議員がそれぞれ選出されました。

☎議会事務局 443-1482